

会報

建

2011
8

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

No.442

東日本大震災により被災された皆様に哀心よりお見舞いを申し上げます。
皆様の安全と被災地の日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。



降灰除去作業1



降灰除去作業2



降灰除去作業3



降灰除去(散水)作業4



降灰除去(散水)作業5



降灰除去作業6



降灰除去作業7



降灰除去作業8

実施支部：都城地区建設業協会

防疫等作業	主な重機使用・人員(延べ数)	口蹄疫	鳥インフルエンザ
埋却作業	バックホウ (台)	22	-
	ダンプ・キャリア (台)	16	-
	タイヤショベル (台)	8	-
	フォークリフト (台)	2	-
	ハルーンライト(照明器具) (台)	12	-
	オペレーター (名)	137	-
消毒作業	消毒ポイント作業員 (名)	875	20

降灰作業	主な重機使用・人員(延べ数)	新燃岳
降灰作業	道路清掃車10トン(鹿児島) (台)	45
	散水車(鹿児島) (台)	45
	ダンプトラック4トン (台)	93
	ダンプトラック3トン (台)	11
	ダンプトラック2トン (台)	46
	タイヤショベルカー (台)	44
	連絡車 (台)	6
	合計(台)	290
	オペレーター (名)	290
	交通誘導員A (名)	5
	交通誘導員B (名)	38
	班長 (名)	44
	合計(名)	377

写真：都城地区建設業協会 提供

22年度 宮崎県建設業協会

口蹄疫・鳥インフルエンザ防疫対策、新燃岳降灰清掃等作業

昨年より、未曾有の被害をもたらした災害について、本県の復興・再建に向けても忘れてはならないことである。その意味においても、建設業の防疫対策・降灰除去作業を振り返ることとしたい。

(社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp

目 次

◇平成23年 8、9 月行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（7 月分）	2
◇県協会 会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第 4 回常務理事会を開催	3
2. 県土整備部との意見交換会を開催	4
3. 宮崎県建設業協会青年部連合会 宮崎県に寄附金贈呈！	5
4. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ	5
5. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について	7
6. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について	7
◇協同組合	
1. 全建協連総合補償制度ご加入のすすめ	8
◇技士会	
1. CPDS 認定セミナー開催	10
2. 平成23年度 土木施工管理技術検定試験1級実地試験受験準備講習会の開催 ご案内	10
3. 「監理技術者講習会」の今後の日程についてお知らせ	10
4. 平成23年度 第 1 回技術委員会開催	11
◇建退共	
1. 建退共Q & A（退職金の請求関係）	12
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6 月分）	13
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（6 月分）	13
◇建災防	
1. 宮崎県における労働災害の現状について	14
2. 労働安全衛生法違反で書類送検について	15
3. 第48回 全国建設業労働災害防止大会について	15
◇火薬協会	
1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について	16
2. 火薬関連事業者に対する台風期の防災態勢強化について	17
3. 今年の講習会の日程について	17
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6 月分）	18
2. 西日本建設業保証から中間前金払制度のご案内	19

平成23年 8 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	月			
2	火	宮崎県建設業協会 4 級経理事務士特別研修 (3 日まで宮崎)	土止め先行工法講習 (清武)	
3	水		地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 (5 日まで延岡)	
4	木		基金九州地区総合厚生年金基金協議会研修会 (5 日まで福岡)	火薬保安講習 (日南)
5	金			
6	土			
7	⑩			
8	月			
9	火	宮崎県建設業協会常務理事会九州建設業協会土木・建築・労務対策委員会 (宮崎)	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 (10 日まで清武)	
10	水			
11	木			
12	金		足場作業主任者能力向上教育 (清武)	
13	土			
14	⑪			
15	月			
16	火		基金納入告知書発送	
17	水	監理技術者講習会 (宮崎)		
18	木			
19	金		災防団体連絡協議会 (宮崎) 高所作業車運転技能講習 (21 日まで清武)	
20	土			
21	⑫	宮崎県建設業協会国会議員との意見交換会・東北視察 (23 日まで東京)		
22	月			
23	火		丸のこ取扱い作業従事者教育 (延岡)	
24	水	宮崎県建設業協会労務費調査説明会 (宮崎・高岡) 宮崎県建設業者研修会 (宮崎・高岡)		
25	木	宮崎県建設業協会労務費調査説明会 (西臼杵) 宮崎県建設業者研修会 (西臼杵)	低圧電気取扱い業務特別教育 (清武)	
26	金	宮崎県建設業協会労務費調査説明会 (延岡) 宮崎県建設業者研修会 (延岡)		
27	土			
28	⑬			火薬類取扱保安責任者等試験 (宮崎)
29	月	宮崎県建設業協会労務費調査説明会 (都城) 宮崎県建設業者研修会 (都城)		
30	火	宮崎県建設業協会労務費調査説明会 (小林) 宮崎県建設業者研修会 (小林)		
31	水	宮崎県建設業協会労務費調査説明会 (高鍋・西都) 宮崎県建設業者研修会 (高鍋・西都)		

平成23年9月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	木	宮崎県建設業協会労務費調査説明会（日向） 宮崎県建設業者研修会（日向）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（2日まで清武）	
2	金	宮崎県建設業協会労務費調査説明会（日南・串間） 宮崎県建設業者研修会（日南・串間） 1級土木実地準備講習会（3日まで） 県議会9月定例議会開会（10/11まで）		
3	土			
4	⑩			
5	月			
6	火		丸のこ等取扱い作業従事者教育（清武）	
7	水			
8	木	九州建設業協会専務・事務局長会議（鹿児島）		
9	金	1級土木実地準備講習会（10日まで）	不整地運搬車運転技能講習（11日まで清武）	
10	土			
11	⑩	平成23年度上期 1・2級建設業経理検定試験（宮崎大学）		
12	月			
13	火		基金第1回代議員会	
14	水		振動工具取扱作業従事者安全衛生教育（清武）	
15	木			火薬保安講習（高鍋）
16	金	全国建設業協会正・副会長会議、理事会（東京） 2級土木実力テスト（17日まで）	基金納入告知書発送 高所作業車運転技能講習（18日まで清武）	
17	土			
18	⑩			
19	⑪	敬老の日	敬老の日	敬老の日
20	火			
21	水		基金企業年金連合会突合・末請求者研修（東京）	
22	木			
23	⑫	秋分の日	秋分の日	秋分の日
24	土			
25	⑪			
26	月			
27	火	九州建設業協会会長会議・専務理事会議（福岡） 宮崎県建設業協会3級建設業経理事務士特別研修（29日まで宮崎）	低圧電気取扱い業務特別教育（延岡）	
28	水	九州技士会事務局長会議（福岡）	足場の組立て等作業主任者能力向上教育（延岡）	
29	木	全国建設産業団体連合会全国府県会長会議（岐阜県）		火薬保安講習（日向）
30	金			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（7月分）

【ホームページ】

項	目	所 管	形 式
1	「あんぜんプロジェクト」メンバー募集について	厚生労働省	HTML

県協会 会 員 の 動 き（7月1日～31日）

【新規加入会員】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
日 南	(有)川畑建設工業	川 畑 愁 次

【代表者、組織、所在地等】

地 区 名	会 社 名	変更事項	変 更 前	変 更 後
都 城	(株)島田工業	代 表 者	島 田 巖	又 吉 照 美
小 林	(株)緒方組	代 表 者	緒 方 英 機	久 徳 利 春
小 林	(株)楠田興業	代 表 者	坂 元 孝 司	田 原 剛
小 林	(有)別府建設	代 表 者	下別府 初	下別府 明

【退 会】

地 区 名	会 社 名	代 表 者 名
日 南	後 藤 建 設 (有)	後 藤 良 則

宮崎県建設業協会

1. 第4回常務理事会を開催

7月常務理事会は、去る7月8日(金)午後1時30分、県建設会館2階「委員会室」において開催され、永野会長が冒頭で「国会では、集中審議で第2次補正予算約2兆円が閣議決定され、更に第3次補正予算約15兆円が計画されているが、少なくとも3兆円程度、元気な九州各県への配分と活性化を働きかけて行きたい。」と挨拶された。

引き続き、永野会長が議長となって議事進行を行った。

議題1「平成23年度実態調査について」は、事務局が資料に基づき過去の実態調査の内容説明を行った。

実態調査は、ランクごと及び記名式で地区建設業協会経由の調査を行うことで了承された。

議題2「アピール活動及び報道機関との意見交換について」は、議長が説明を行い、前回の常務理事会で承認をいただいているが、近いうちに報道機関との意見交換を正・副会長で計画していることを報告した。

また、新聞で建設業界の広告も検討していると説明があり、了承された。

議題3「防災協定の円滑な連携方策について」は、事務局が資料に基づき説明した。

これは、県の河川課から相談があったもので、災害時の土嚢製作や安全な作業の確保の観点から、大規模災害時の業界同士の円滑な連携を強化するため、県生コンクリート工業組合や県建設機械器具リース業協会や県警備業協会との協議の開始について諮ったところ、県建設業協会と県河川課で連携し、各団体と協議を行うということで了承された。

議題4「労務費調査説明会の開催について」は、昨年初めて県内3箇所で開催した労務費調査講習会は、今年度は棄却率を下げるために、県との共催により、8月24日から9月2日までの建設業者説明会と同日同会場で5千業者に対して計画を立て、全8ヶ所で開催する旨報告を行い、了承を得られた。

議題5「次回常務理事会の開催日時について」は、8月9日(火)午前10時から、県建設会館2階「委員会室」において開催することとなった。引き続き午前11時から県土整備部との意見交換を行うことも了承された。

なお、同日に九州建設業協会土木・建築・労務対策委員会が同時開催されることになっており、委員会メンバー以外の役員も懇親会に出席することとなった。

議題6「その他」で、昨年12月馬淵前国土交通大臣の提唱で発足した、建設産業戦略会議の報告書が出され「建設産業の再生と発展のための方策2011」について、事務局が資料に基づき説明を行った。

また、議長から「県建設会館空調設備及び照明工事」について県協会事務局で発注契約に向け検討しているが、今後のことは正・副会長と事務局で進めさせて頂きたいと提案があり、全員の了承が得られた。

更に、国会議員との懇談会について、近いうちに地元選出国会議員6名を協会に招いて行うか東京



へ出向いて懇談するか協議してみたいと説明があり、了承された。また、県議との意見交換についても丸山、緒嶋両自民県議と協議し、10名程度で懇談を計画したいと報告があり了承された。

最後に、議長より、東日本大震災の被災地での仮設住宅に本県産杉材で木造住宅20棟ほど建設したいと提案したが、建築基準法に適合しない旨県から報告があり、このことについて、県建築業協会新町会長から相談を受けた。

本会も一緒になって応援したい旨提案したが、協議の結果、了承された。

以上、すべての議題を協議し、終了した。

2. 県土整備部との意見交換会を開催

平成23年7月8日(金)午後3時00分から午後4時20分まで県建設会館5階会議室で、県土整備部との意見交換を行った。

なお、県の出席者は、下記のとおりである。

県土整備部 管 理 課：江藤課長、奥課長補佐、河野入札制度改革担当主幹、
串間建設業担当主幹、宮田入札制度改革担当主査

技術企画課：満留課長、馴松課長補佐、森技術調整担当主幹、奥松技術基準担当
主幹、梅下総合評価担当主幹、日高総合評価担当主査

県建設業協会 11名

議題 工事成績評点の分布状況等について

最初に、本会より要望していた工事成績評定点について、満留課長より分布状況、平均点について説明があった。

公共三部全業種のうち、土木一式工事において平均点83.3点と一番低く、とび・土工・コンクリート工事については平均84.2点、舗装工事で平均点87.0点となっている。全業種で平均83.6点となっており、最低60点、最高99点であったと報告があった。

このことについて、書類の多さに比例して成績が高いのではないか、公共三部で統一した提出一覧提示など意見がなされ、書類の多さに関しては、いくら多くても成績には反映されないとの回答や、工事検査の担当官や主任などのバラつきが大きい場合は、内部監査により是正するようになっていると報告を受け、活発な意見交換となった。

また、成績以外に、本年度の公共工事の早期発注や、熱中症対策として歩掛や補正でみていただくよう提案を行い、終了した。



会長挨拶



江藤課長挨拶



意見交換会

3. 宮崎県建設業協会青年部連合会 宮崎県に寄附金贈呈！

宮崎県建設業協会青年部連合会(松本昌大部長、松本建設㈱)は、東日本大震災による被災者及び被災地を支援するため、宮崎県が新たに設置した基金へ寄附金を贈呈した。

基金の趣旨に賛同した宮崎県建設業協会青年部連合会では、連合会と県内11地区の青年部から募った寄附金を併せて贈呈することを本年度の通常総会において決定し、去る7月26日に、松本昌大部長、内藤健副部長(㈱日進建設)、寺原多加広副部長(㈱寺原建設)が県庁知事室を訪れ、河野俊嗣宮崎県知事に目録を手渡した。

贈呈式では、松本部長より「被災地の早期復旧・復興を果たすため、現地では建設業で働く仲間達が24時間体制で活躍している。地域の建設業として、何らかの形で協力したいと考え、寄附金を贈呈させていただいた。被災された方々や被災地の復興に少しでも役立てて欲しい」と挨拶された。

目録を受け取った河野県知事は「建設業の皆さんには、昨年度に発生した口蹄疫や鳥インフルエンザ、今年に入って活動を始めた新燃岳の噴火時においても、多大な御尽力をいただき大変感謝している。被災された方々や現地で働く方々に対し、皆さんの気持ちをしっかりと届けていきたい」と謝辞を述べられた。

相次ぐ災害で全国から温かい支援を受けた宮崎県は、東日本大震災の被災者に宮崎らしい支援を展開する「みやざき感謝プロジェクト」の一環として、企業や団体、県民からの寄附金等を運用する「宮崎県東日本大震災被災者等支援基金」を設立。これまでに多くの県民や団体から、基金への寄附金が贈られており、宮崎県建設業協会も寄附を行っている。



目録贈呈



目録贈呈(左から寺原副部長、内藤副部長、河野県知事、松本部長)

4. 県設置の「公の施設」における指定管理者募集のお知らせ

宮崎県では、県が設置した「公の施設」について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的に、平成24年度からの管理業務をお願いする指定管理者を下記のとおり募集します。法人その他の団体(個人は除く)であれば、単独又はグループいずれでも応募ができますので、積極的なご応募をお待ちしております。

具体的な募集情報は、各施設所管課にお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 指定管理者制度について 県行政経営課 組織・行革担当 (0985)32-4473

(※各施設の募集情報の詳細は、以下施設所管課までお問い合わせください。)

【県ホームページ】 http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/gyosei/shitei_kanri/
 【募集期間】 7月上旬～9月上旬（※ホームページの募集情報（詳細）は募集開始と同時に更新される予定です。）
 【説明会】 募集の詳細について説明会を開催します。（※参加申込みが必要です。）
 （※開催時期（7月下旬～8月上旬）、会場（現地施設、県庁等）は施設によって異なります。）

番 号	募集予定施設名		所在地	施設所管課	電話番号
1	宮崎県男女共同参画センター		宮崎市	生活・協働・男女参画課	(0985) 26-7040
2	宮崎県東京学生寮		東京都千代田区	総務課	(0985) 26-7290
3	宮崎県福祉総合センター		宮崎市	福祉保健課	(0985) 26-7074
4	県立母子福祉センター		宮崎市		
5	県立視覚障害者センター		宮崎市	障害福祉課	(0985) 32-4468
6	県立聴覚障害者センター		宮崎市		
7	宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園、親水広場のみ）		美郷町	森林経営課	(0985) 26-7154
8	宮崎県川南遊学の森		川南町	環境森林課 みやざきの森林づくり推進室	(0985) 26-7153
9	宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森		小林市		(0985) 26-7160
10	宮崎県諸県県有林共に学ぶ森		宮崎市		
11	宮崎県サンビーチーツ葉		宮崎市	港湾課	(0985) 26-7189
12	宮崎港マリーナ施設		宮崎市		
13	県立阿波岐原森林公園		宮崎市	都市計画課	(0985) 26-7191
14	県立青島亜熱帯植物園		宮崎市		
15	宮崎県総合運動公園		宮崎市		
16	県立平和台公園		宮崎市		
17	宮崎県総合文化公園		宮崎市		
18	特別史跡公園西都原古墳群		西都市		
19 ～ 107	県営住宅 （県営小戸団地等89団地）	宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・西都・高鍋 土木事務所管内		建築住宅課	(0985) 26-7196
108	宮崎県体育館		宮崎市	スポーツ振興課	(0985) 26-7247
109	宮崎県ライフル射撃競技場		宮崎市		
	宮崎県総合運動公園（有料公園施設のみ）		宮崎市		

5. 下請債権保全支援事業の拡充・延長について

下請債権保全支援事業の拡充・延長

平成22年度補正予算



保証の対象となる元請建設企業に係る要件の緩和、下請契約締結時から保証を受けることができる新たな保証方式(保証枠方式)の導入など内容を拡充。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●元請建設企業に係る要件の緩和

(改正前)保証を開始する年度又は前年度に公共工事の受注実績があること。

(改正後)上記公共工事の受注実績があること、又は、

保証を開始する日において有効な経営事項審査(※)を受けていること。

(※)保証開始日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に受審していること。

●保証枠方式の導入

(改正前)下請建設企業等が手形等を受け取ったときから、当該手形等に係る債権について、保証を受けることが可能

(改正後)上記既存の保証方式に加え、下請契約を締結した時から、当該下請契約に

基づく工事請負金額の範囲内の債権について、保証を受けることが可能(※)

(※)既存の保証方式により保証を受けられない場合(債権額を確認できない場合)に保証枠方式の対象となる。

●元請・下請に係る保証限度額の引上げ

保証ファクタリング事業者ごとの元請・下請1社当たりの保証限度額は、

(改正前)元請建設企業 5億円 ・ 下請建設企業等 3億円又は6億円

(改正後)元請建設企業 6億円 ・ 下請建設企業等 6億円

事業期間の延長

●保証を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

6. 地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長について

地域建設業経営強化融資制度の拡充・延長

平成22年度補正予算



融資の対象工事に公益的民間工事を追加。事業期間を平成23年度末まで延長。

主な拡充内容

●融資の対象となる工事の追加

(改正前)公共工事(※)

(※)経営事項審査の対象となる工事、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事 等

(改正後)公共工事に加え、病院、福祉施設、PFI等の社会全体の効用を高める施設に関する民間工事(※1)を対象とする(※2)。

(※1)公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事 等
(上記の公共工事に該当するものを除く)

(※2)発注者は、工事の出来高が、前払がなされた金額以上に到達したと認められる日以降に債権譲渡の承諾を行うものとする(前払制度を導入している場合)。

●制度の一層円滑な運用を図るため、債権譲渡契約証書様式の一部を改める。

事業期間の延長

●融資を開始する期限は、平成24年3月31日までとする。

協 同 組 合

1. 全建協連総合補償制度ご加入のおすすめ

組合員の皆さまを不測の事故からお守りする

全建協連 総合補償制度 ご加入のおすすめ

総合補償制度は組合員のために作られた制度です。多くの皆さまから支持をいただいております。

第三者賠償補償制度

(施設所有管理者・生産物・請負業者賠償責任保険)

工事遂行中や引渡後の事故によって組合員に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、「損害賠償金」や「訴訟費用」などをご加入金額の範囲内で保険金としてお支払いします。

★ 団体制度ならではの割安な賦課金水準を実現！

さらに最大25%の割引制度でさらにご加入いただきやすく！

無事故割引制度

品質管理(ISO等)割引制度

セット割引制度

優良業者割引制度

★ 補償内容も充実！ 基本補償内容に各種追加条項を標準装備！

大好評！

- 充実1 「レンタル建機賠償補償」
… リース・レンタル建設機械自体を損壊したことによる賠償責任を補償
- 充実2 「交差責任担保追加条項」
… 被保険者に工事発注者を追加、工事中の発注者への賠償責任も補償
- 充実3 「作業対象物担保追加条項」
… 工事中の作業対象物の損壊による賠償責任を補償
- 充実4 「年間包括契約方式」
… 工事の規模・工種を問わず全工事が対象（JVは工事ごとに個別引受）
- 充実5 「地盤崩壊危険担保追加条項」（オプション加入のため追加保険料が必要です。）
… 掘削工事の土地の振動や土砂崩れによる損壊等による賠償責任を補償

★ 安心の事故対応！ 代理店・保険会社と連携し、迅速対応

このほか「土木・建築工事補償制度」「傷害総合補償制度」にもご加入いただけます。
また、ご加入いただいた組合員は「全建協連オリジナル見舞金制度」もご利用いただけます。

土木・建設工事補償制度

(土木工事保険、建設工事保険)

- ・工事の目的物、材料(追加支給材を含みます。)
- ・工事用仮設建物
- ・現場内の什器備品などの火災、損壊、盗難等による損害を補償します。

傷害総合補償制度

(傷害総合保険)

- ・就業中や通退勤途中のケガを補償します。
- ・熱中症による事故も補償。
- ・役員、下請負人も対象です。
- ・経営事項審査加点対象。
- ・団体割引20%適用。

全建協連見舞金制度 (全建協連独自制度)

ご加入の補償制度に従って、次の見舞金が支払われます。

事故被災者見舞金

工事補償免責金額見舞金

土木工事災害見舞金

死亡・重度後遺障害見舞金

[お問い合わせ先]

(保険契約者) 全国建設業協同組合連合会 (全建協連)

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3553-0984 FAX 03-3553-0805

(引受保険会社) 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第一部第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-3216

(取扱代理店) 建設協友サービス株式会社 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 TEL 03-3553-1015

ご加入は随時受け付けております。 お見積はもちろん無料！ お気軽にご相談ください。

平成22年度 全建協連各種補償制度の賦課金水準は下記の通りです。

第三者賠償補償制度

★各種割引制度★(全建協連独自の割引制度です。)

①無事故割引

1年間無事故	△5%
2年間無事故	△10%

②品質管理割引(ISO等)

ISO9000シリーズ等の取得	△5%
-----------------	-----

③セット加入割引

土木・建設工事補償制度もしくは傷害総合補償制度にご加入	△10%
-----------------------------	------

④優良業者割引制度

経営事項審査で800点以上	最大△15%
---------------	--------

モデル例 ●無事故割引：△5% ●セット加入割引：△10%
●品質管理割引：△5% ●優良業者割引：適用なし

★賦課金水準★

補償内容	Aコース	Bコース	Cコース	地盤崩壊危険担保追加条項
	従来型コース	充実補償コース	エコノミーコース	A・B・Cコース 共通
身体賠償	1名 1億円 1事故 3億円	1名 2億円 1事故 5億円	1名 5,000万円 1事故 1億円	—
財物賠償	1事故 3,000万円	1事故 1億円	1事故 1,000万円	1事故 2,000万円
免責金額(自己負担額)	3万円	なし(0万円)	3万円	5万円
被害者対応費用	10万円	10万円	10万円	—
事故被災者見舞金	5万円	5万円	5万円	—
完工高	第三者賠償補償賦課金			特約追加保険料
1億円	83,520円 (70,440円)	89,160円 (75,240円)	77,520円 (65,400円)	+ 30,000円
5億円	390,720円 (329,640円)	419,520円 (354,000円)	361,200円 (304,800円)	+ 150,000円
10億円	774,720円 (653,640円)	832,440円 (702,360円)	715,800円 (603,960円)	+ 300,000円

※上記賦課金はモデル例です。実際の賦課金は各種割引制度の適用状況によって異なりますのでご注意ください。
なお、()内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。

土木・建設工事補償制度

モデル例
年間完工高の工事種類の割合
土木工事:建設工事=70%:30%

★賦課金水準★

完工高	土木・建設工事補償 賦課金
1億円	168,000円 (160,080円)
5億円	840,360円 (800,400円)
10億円	1,680,960円 (1,600,800円)

※上記賦課金はA(土木・建設)コースのモデル例です。(土木のみ(Bコース)、建設のみ(Cコース)でもご加入いただけます。)実際の賦課金は工事種類の比率によって異なりますのでご注意ください。
なお、()内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。
※保険期間1年

傷害総合補償制度

モデル例
年間完工高の工事種類の割合
元請工事:下請工事=50%:50%

※下記は1口あたりの
賦課金です。

★賦課金水準★

補償内容	Sコース	Aコース	Bコース
死亡・後遺	1,000万円/1口	500万円/1口	1,000万円/1口
入院	3,000円/1口	3,000円/1口	
通院	2,000円/1口	2,000円/1口	
完工高	傷害総合補償賦課金		
1億円	91,200円 (86,880円)	64,680円 (61,560円)	53,040円 (50,520円)
5億円	345,840円 (329,400円)	244,440円 (232,800円)	201,600円 (192,000円)
10億円	678,840円 (646,560円)	479,520円 (456,720円)	395,880円 (377,040円)

※上記賦課金はモデル例です。実際の賦課金は元請・下請比率によって異なりますのでご注意ください。
なお、()内は損害保険料、賦課金との差額は組合制度運営費となります。
※保険期間1年、団体割引20%適用

※賦課金の内訳について
第三者賠償補償制度の賦課金の内訳は、損害保険料(約84.375%)組合制度運営費(約15.625%)となります。
土木・建設工事補償制度および傷害総合補償制度につきましては、損害保険料(約95%)組合制度運営費(約5%)となります。

* 全建協連総合補償制度は、全建協連加盟協同組合に所属されている組合員の方のみがご利用いただける制度です。
* このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンへお問い合わせください。

SJ10-07279 (2010/10/22)

技 士 会

1 CPDS認定セミナー開催

6月15日、16日の両日、日南会場と小林会場において、株式会社コンピューターシステム研究所の協力で「現場における安全管理と土木積算の体験セミナー」を開催しました。CPDSの認定講習であり、受講者は、午前9時半から午後4時半までの長時間に亘る講習でしたが、無料で6ユニットを取得できました。

両会場とも、パソコンを使用して積算を体験する項目もあったため、定員を40名（1社2名まで）にさせていただきましたが、申し込みが多く、日南会場は28社42名、小林会場は30社49名の申し込みがありました。現場における安全管理は、講師が現場経験が豊富で、解りやすく、有意義な講習だったと思います。講師の都合がつきましたら、違う会場で企画したいと思います。その時は是非参加してください。

2 平成23年度 土木施工管理技術検定試験 1級実地試験受験準備講習会の開催ご案内

今年の1級土木施工管理技術検定試験の学科試験は7月3日に実施されました。学科試験に合格された方と、昨年、学科試験に合格されている方を対象に、実地試験に向けた講習会を次のとおり開催します。学科試験に合格された皆さんは資格取得目指し、頑張ってください。

1級 実地講習 （2日間を2回開催）	
日 時	平成23年9月2日（金）～ 9月3日（土）
	平成23年9月9日（金）～ 9月10日（土）
場 所	宮崎県建設会館（宮崎市橘通東2丁目9番19号）
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会（0985-31-4696）

3 「監理技術者講習会」の今後の日程についてお知らせ

平成23年度の講習会は、下記のとおり、後3回計画しております。都合のいい日を選んで受講してください。

日 程	会 場
平成23年 8 月 17 日（水）	宮崎県職業能力開発協会（宮大前）
平成23年11月16日（水）	宮崎県職業能力開発協会（宮大前）
平成24年 2 月 8 日（水）	宮 崎 県 建 設 会 館

※お問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL. 0985-31-4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、工事を請け負い、そのうち、総額3,000万円以上を下請け契約して工事を施工する場合(土木)は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者の制度につきましては、前月号でも触れましたが、政府の事業仕分けで廃止の評価がなされ、昨年から大学の教授等が委員の技術者制度検討会が開催されてきました。

第1回が平成22年11月19日に開かれ、今年の6月28日に第5回が開かれ、最終報告がまとまったようです。最終報告では、現行の監理技術者資格者証の情報を基本とする技術者データベースを構築し、定期的な更新に必要な要件を設定する。その更新要件として、講習の内容を法律制度、安全・環境等の施工管理に限定するとともに、講習会のスタイルを現在の義務としてではなく、更新検定の合格や継続学習による教育など複数の選択肢を設けるべきである、と提言されています。また、建設産業戦略会議でも議論されており、技術者の適正配置を確認するための技術者DBを構築し、早急に制度を変える必要がある、という意見があるようです。

4 平成23年度 第1回技術委員会開催

6月24日午後、今年度第1回目の技術委員会を開催しました。技術委員が委員長以下全員参加していただきました。県土整備部技術企画課からも奥松主幹他2名出席していただき、約1時間にわたり技術基準に関する質疑応答の解説等や意見交換をしました。後半は、今年度の技術企画課との意見交換会のテーマについて議論しました。ワンデーレスポンスの取り組みや、工事書類の簡素化、工事検査のあり方について各地区の意見を述べていただきました。活発な意見がでましたので後日、整理して今年の技術企画課との意見交換のテーマを決めたいと思います。

建 退 共

1. 建退共Q&A（退職金の請求関係）

Q 1 退職金の請求ができるのはどのような場合で、その手続きは。

A 建退共制度の退職金は、加入している労働者（被共済者）が建設業で働かなくなったときや事業を始めたときなどの場合（請求事由）に、請求することができます。

ただし、貼付された共済証紙の合計（掛金助成日数を含む）が、24月（500日）（被共済者死亡の場合は12月（250日））以上が必要です。

（請求事由）

労働者（被共済者）が

- 1 独立して仕事をはじめた。
- 2 無職になった。
- 3 建設関係以外の事業主に雇われた。
- 4 建設関係の事業所の社員や職員になった（事業主になった場合も含む）。
- 5 けが又は病気のため仕事ができなくなった。
- 6 満55歳以上になった。
- 7 死亡した。

（請求できる人）

退職金を請求することができるのは、共済手帳に記載されている労働者本人（またはその遺族）に限られていますので、労働者自身で請求手続きをしていただくことになります。

「事業主から直接本人に渡してあげたい」とのお問い合わせがありますが、事業主が請求したり、退職金を受け取ったりすることはできません。

（請求手続き）

請求手続きは、労働者本人が、「退職金請求書」（様式第007号）に、いま使っている「共済手帳」、住所が確認できる書類として「住民票」（原本）を添えて、建退共宮崎県支部に提出（郵送の場合は簡易書留）してください。

振込み先は、請求書に記載された本人名義の口座（金融機関の確認印が必要）となり、請求書提出から振り込まれるまでに約1か月ほどかかります。

なお、本人に対しては、退職金を受領した旨を事業主へ連絡するようお願いしています。

Q 2 労働者（被共済者）が会社（共済契約者）に多大な損害を与えたので、退職金の不支給または減額の措置はできませんか。

A 中小企業退職金共済法に基づき不支給はできませんが、事業主（共済契約者）から申し出があり、厚生労働大臣が認めた場合は、減額して支給することはできます。

事業主は、認定を受けようとするときは、労働者の退職事由が中小企業退職金共済法施行規則第18条で定める基準（横領などの刑罰法規、会社への重大な損害、秘密漏洩など）に該当することを明らかにした「退職金減額認定申請書」を労働者が退職した日の翌日から起算して二十日以内に厚生労働大臣に提出する必要があります。

★建退共全員加入で明るい職場（加入率のアップ）★
★お疲れさまに貼る1枚（手帳更新率のアップ）★

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（6月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (5月分)
5月末計	社 3,143	名 47,624	前年度累計	冊 383,187	件 42,893	千円 25,226,016	千円 111,859,531
加 入	4	90	当 月 分	798	155	135,338	39,034
脱 退	3	167	本 年 度 分	2,257	430	369,172	76,561
6月末計	3,144	47,547	累 計	385,444	43,323	25,595,188	111,936,092

注：掛金収納額は23. 5月分を表す

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（6月分）

1. 適 用

(平成23年6月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
340 社	3,704	575	4,279

2. 給 付

裁定状況

(平成23年6月末現在)

	当 月 分		年 度 累 計	
	件数	金 額	件数	金 額
第1種退職年金	12	6,123,400	28	14,893,200
第2種退職年金	27	5,429,300	60	12,723,800
選択一時金	12	8,449,400	20	14,541,400
脱退一時金	19	3,125,500	37	6,778,000
遺族一時金	2	1,466,800	3	1,508,800

3. 年金経理（保有資産・時価）

(平成23年6月末現在)

信 託 資 産	13,559,160,187 円
合 計	13,559,160,187 円

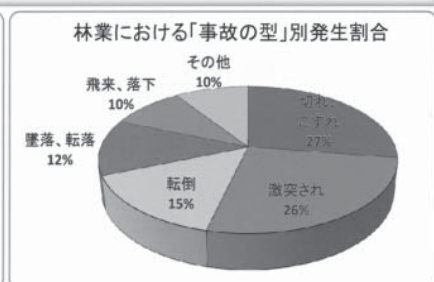
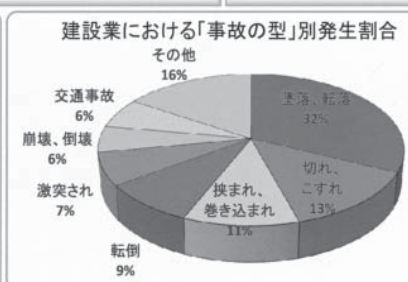
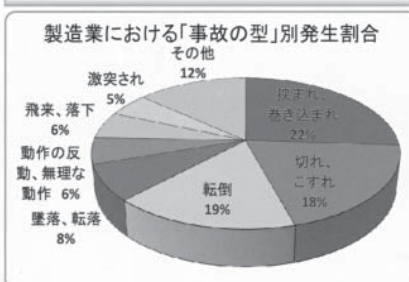
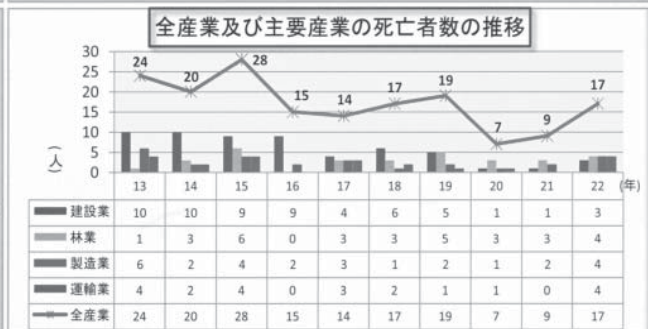
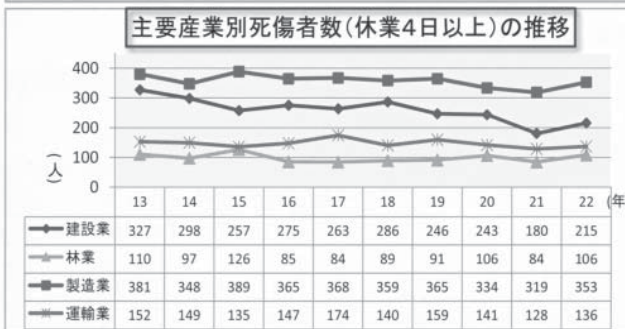
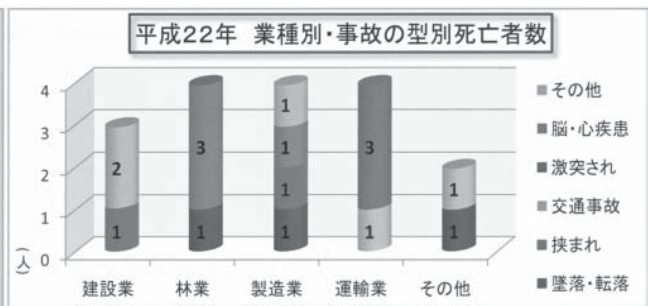
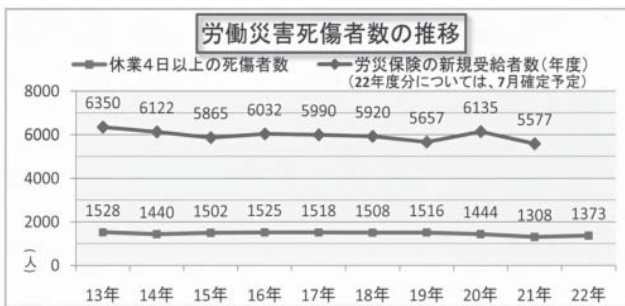
建 災 防

1. 宮崎県における労働災害の現状について

県内の建設業界における労働災害の発生状況は、本年になって「車両系建設機械（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）の転落」に伴う死亡災害（被災者は経営者）「污水管敷設のための掘削溝の地山崩壊による死亡災害」「開口部からの転落による死亡災害」「移動式足場からの転落による重大災害」等が発生しており、先行きが懸念されています。

なお、「死亡・重大災害により事業閉鎖を余儀なくされる事例が増加！」しています。

企業防衛の観点からも、現場におけるリスクアセスメントの実施、経営首脳者によるパトロールの実施、安全教育の実施等による企業の安全衛生水準の向上は必要不可欠です。



2. 労働安全衛生法違反で書類送検について

宮崎労働基準監督署（署長 長友 修）は、平成23年6月15日、株式会社永幸電設ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、宮崎地方検察庁に書類送検した。

1 事件の概要

平成23年1月12日、株式会社永幸電設の施工する宮崎市立青島中学校体育館照明ランプ取替工事現場（宮崎市大字折生迫4828番地）において、ローリングタワー（移動式足場）の2段目作業床（高さ4.67メートル）で同社へ派遣されていた労働者（男性・45歳）が照明ランプの取替作業を行っていたところ、過って墜落し頭部を打撲し重体となる災害が発生した。

労働安全衛生法では、高さが2メートル以上の作業場所では、足場の作業床の床材間のすき間を3センチメートル以下とすること、また、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある箇所には、作業床に手すり等及び中さん等を設けなければならないこととされているが、同社及び現場代理人は、これらの措置を講じることなく労働者に作業を行わせていたものである。

2 被疑者等

（1）株式会社 えいこうでんせつ 永幸電設

本店所在地 宮崎県宮崎市大字本郷南方字立和517番地

（2）同社 現場代理人

男・32歳

3 罪名及び罰条

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第20条第1号

労働安全衛生法第27条第1項

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第45条第3項

労働安全衛生規則第563条第1項第2号

労働安全衛生規則第563条第1項第3号

労働安全衛生法第119条第1号

労働安全衛生法第122条

3. 第48回 全国建設業労働災害防止大会について

さて、全国建設業労働災害防止大会が10月6日～7日に広島市において開催されます。

建設産業を取り巻く経営環境は依然として厳しく〔安全衛生管理活動〕に対する悪影響が懸念されているところです。

この様な状況においても、安全衛生の重要性を再確認し、安全衛生意識の高揚を図ることが重要であり、多くの関係者が本全国大会に参加頂いて、今日的な安全衛生的意識と安全衛生管理ノウハウの共有を図って頂くようご案内いたします。

なお、「大会参加券（7,500円）」の購入につきましては、8月末日までに当支部へご連絡下さるようお願いいたします。

火 薬 協 会

1. 火薬類取扱保安責任者等試験の願書受付状況について

本年8月28日(日)、宮崎市(宮崎サザンビューティ美容専門学校)において実施する平成23年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者及び丙種火薬類製造保安責任者試験の願書受付状況は次のとおりでした。

全員の合格をお祈りいたします。

試験勉強で判らないことがあるときは遠慮なく問合せください。

専門の講師をご案内いたします。

宮崎県火薬保安協会 0985-25-4678

種 別 職 種	甲 種 取扱責任者	乙 種 取扱責任者	丙 種 製造責任者	合 計
建 設 関 係	36名	26名	0名	62名
砕 石 関 係	8名	8名	0名	16名
製 造 関 係	0名	0名	0名	0名
販 売 関 係	0名	0名	0名	0名
煙 火 関 係	0名	0名	2名	2名
公 務 員	5名	1名	0名	6名
学 生	0名	0名	0名	0名
そ の 他	21名	2名	0名	23名
合 計	70名	37名	2名	109名

受験者の皆さんへ

- 試験会場は、宮崎サザンビューティ美容専門学校の講義室(5階)です。
場所は、宮崎駅西口交差点の南東角(県道沿い)です。
- 試験中は、電卓等の計算機類は使用禁止です。
- 試験会場では、携帯電話の電源を切ってカバン等に入れ保管してください。
- 学校の設備や備品、学生の品物に触れたり、使用したりしないでください。
- 校内では、灰皿のある場所以外での喫煙は禁止されております。
- 試験事務局の携帯電話は、090-7928-2447です。
(専門学校からの取次ぎはご遠慮ください。)
- 駐車場は、宮崎駅周辺の有料駐車場を利用してください。

火薬事故 ヒヤリハットじゃすまないぞ 基本に返り安全作業

2. 火薬類関連事業者に対する台風期の防災態勢強化について

台風期等における防災態勢の強化について、経済産業省原子力安全・保安院長から火薬関連事業者に対して次のとおり依頼がありました。火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費の各取扱いについて適切な対応をお願い致します。

記

- (1) 豪雨などの風水害に起因した土堤等事業所の施設の破損については、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (2) 落雷に備え、避雷針の機能が維持されていることを確認すること。確認の結果、機能の低下若しくは喪失している場合には、可能な限り速やかに復旧し、保安機能の維持に努めること。
- (3) 高温や多湿により、火薬の安定性が損なわれることがないように、保管されている火薬類の「製造時期」「性状」などの状況をよく把握すること。
- (4) 万一、事業所等が被災した場合には、被害の拡大を最小にするよう努めるとともに、速やかに所管の官署に連絡を行うこと。

3. 今年の講習会の日程について

あなたの保安手帳は失効していませんか。受講記録欄で確認してください。

受講の必要な方は、当協会への受講申込みを急いで行ってください。今年後半の講習日程は次のとおりです。

(1) 責任者・従事者保安講習会

月 日	曜	開 催 地	講 習 会 場	講 習 時 間
9月15日	木	高 鍋 町	高 鍋 建 設 会 館	13:00～17:00
9月29日	木	日 向 市	日 向 建 設 会 館	13:00～17:00
10月13日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	13:00～17:00
10月27日	木	高 千 穂 町	高 千 穂 建 設 会 館	13:00～17:00
10月28日	金	延 岡 市	延 岡 建 設 会 館	09:30～14:30
11月10日	木	西 都 市	西 都 建 設 会 館	13:00～17:00
12月8日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	13:00～17:00

(2) 再教育講習会

月 日	曜	開 催 地	講 習 会 場	講 習 時 間
10月13日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00～17:00
12月8日	木	宮 崎 市	宮 崎 県 建 設 会 館	10:00～17:00

省くなく点検、惜しむな確認、初心に戻って安全発破

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（6月分）

西日本建設業保証(株)
宮崎支店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成23年度	264	10.5%	10,099	19.9%	646	1.9%	30,142	▲19.1%
平成22年度	239	▲33.2%	8,420	▲6.6%	634	▲17.9%	37,264	24.0%
平成21年度	358	0.0%	9,012	▲33.8%	772	10.4%	30,055	4.6%

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

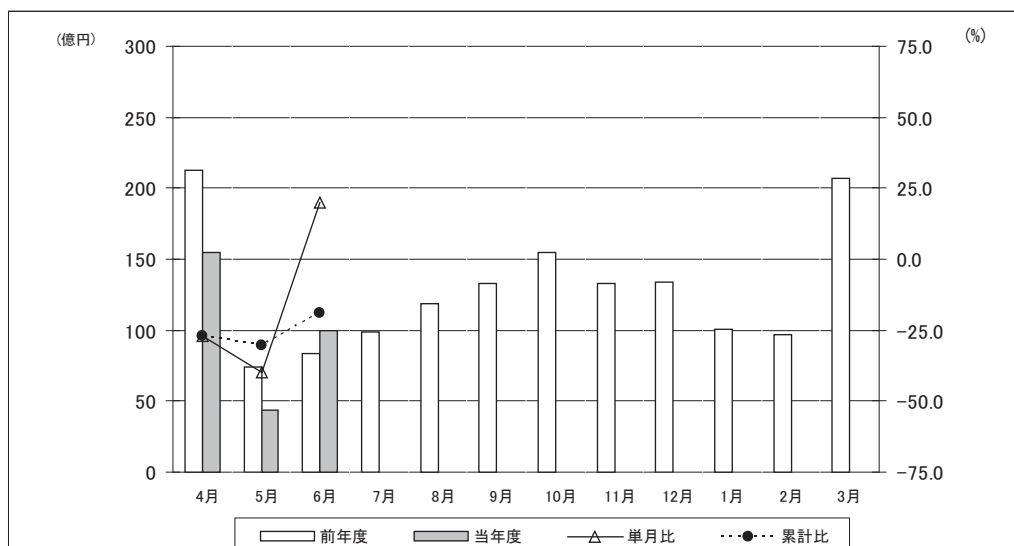
	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
国	26	2,349	84.6%	23.3%	68	8,113	▲9.0%	26.9%
独立行政法人等	5	3,526	73.5%	34.9%	17	6,993	▲13.8%	23.2%
県	58	1,230	▲41.3%	12.2%	209	7,188	▲20.8%	23.9%
市 町 村	173	2,985	▲0.1%	29.5%	346	6,702	▲28.2%	22.2%
そ の 他	2	7	▲75.2%	0.1%	6	1,145	▲37.4%	3.8%
計	264	10,099	19.9%	100.0%	646	30,142	▲19.1%	100.0%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	請負金額	増減率	構成比	件 数	請負金額	増減率	構成比
宮 崎	73	1,203	▲19.7%	11.9%	145	4,959	▲41.3%	16.4%
高 岡	15	173	▲45.2%	1.7%	31	539	▲15.1%	1.8%
西 都	9	262	▲47.0%	2.6%	29	1,069	9.2%	3.5%
高 鍋	6	1,064	▲11.2%	10.6%	28	2,425	▲1.8%	8.1%
日 南	16	143	▲21.7%	1.4%	43	951	57.5%	3.2%
串 間	13	213	286.2%	2.1%	27	383	117.3%	1.3%
都 城	29	1,417	85.7%	14.0%	82	3,081	4.5%	10.2%
小 林	27	327	▲68.8%	3.3%	58	923	▲86.7%	3.1%
日 向	35	2,847	39.9%	28.2%	97	8,560	19.0%	28.4%
延 岡	29	2,254	311.4%	22.3%	75	6,820	26.6%	22.6%
西 臼 杵	12	192	▲31.0%	1.9%	31	426	▲70.9%	1.4%
計	264	10,099	19.9%	100.0%	646	30,142	▲19.1%	100.0%

<月別請負金額（前払保証分）>



2. 西日本建設業保証から中間前金払制度のご案内

中間前金払制度とは、建設企業の資金需要への確に対応することを目的として、当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、美郷町、高鍋町、三股町、高千穂町、椎葉村、日之影町、都農町、木城町、国土交通省、農林水産省など。

※平成23年度から椎葉村、日之影町、都農町、木城町でも採用になりました。

<請求可能時期>

工期の2分の1を経過し、かつ工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、工事の出来高が50%以上となったとき。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例：中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※ 認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。

中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書（申請書）」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成23年度宮崎県内の中間前払保証実績（6月末現在）

発注者	件数	請負金額	増減率（件数）	増減率（請負金額）
宮崎県	38	1,433,638	8.6%	▲ 11.3%
宮崎市	8	240,291	0.0%	▲ 72.2%
都城市	6	88,578	500.0%	895.7%
延岡市	4	93,559	33.3%	▲ 25.7%
小林市	2	18,553	—	—
その他	1	100,357	▲ 50.0%	▲ 82.4%
計	59	1,974,979	20.4%	▲ 38.0%

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

おまかせください!

労災上乘せ補償から、
奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>